

市府民税、軽自動車税(ミニバイクなど)、償却資産の申告など

●市・府民税の申告について

平成 29 年度の市・府民税の申告を受付します。郵送による提出も可能です。(市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

個人番号(マイナンバー)が必要です。

平成 29 年度より申告の際、下記に記載のある本人確認書類の提示又は写しを申告書に添付していただく必要があります。

本人確認書類

- ① 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ② 通知カード + ③ 運転免許証、健康保険証など

※上記①又は②③の書類の提示、郵送の場合は写しを添付してください。

[受付期間] 2月15日(水)～3月15日(水) (土曜・日曜を除く)
9:30～12:00、13:00～16:30

[受付会場] 市役所本館 1 階ロビー

[郵送先] 羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

◆申告しなければならない人◆

本市在住(平成 29 年 1 月 1 日現在)で、平成 28 年中において次の要件に該当する人。

- ・営業、農業などの事業を営んでいる人
- ・大工、左官などの日雇いで所得があった人
- ・生命保険、集金などの外交員で報酬の合った人
- ・家賃、地代などの所得があった人
- ・給与所得者で ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人 ②給与以外の所得があった人 ③ 2 箇所以上からの給与の支払を受けていた人
- ・公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人 ②各種所得控除を受けようとする人

◆その他◆

ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館 1 階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

① 申告に関して必要な書類等を必ずご持参ください。

(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明等

② 医療費の申告をされる方について

領収書の合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

羽曳野市ウェブサイトより個人住民税の

市・府民税申告書が作成できます。

2 月より、羽曳野市ウェブサイトにて申告書の作成及び住民税の試算、ふるさと納税(寄附金控除)の試算を行うことができます。作成された申告書に必要な事項を補記していただき、必要書類とともに郵送又は持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はぜひご利用ください。

羽曳野市ホームページ → 各課のご案内 → 税務課 → 個人住民税について → 個人住民税 税額シミュレーションより該当ページの閲覧ができます。

※申告書が届いた方で平成 28 年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

※税務署の確定申告を必要とする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人、ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用されている人は必要ありません。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり、確定申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップも含む)も併せて申告をする必要があります。

<問合せ> 税務課 市民税担当

☎ 958-1111 内線 1520・1530・1580

●償却資産の申告はお済みですか？

= 平成 29 年度 申告書提出期限 … 平成 29 年 1 月 31 日(火) =

償却資産の所有者で、申告書が未提出の方は、早急に提出してください。

<問合せ> 税務課 固定資産税担当 ☎ 958-1111 内線 1550・1551

●ミニバイクなどの異動申告

軽自動車税は、4 月 1 日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。(4 月 2 日以降の廃車や譲渡には平成 29 年度の軽自動車税がかかります。ご注意ください。)

なお、3 月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは比較的早い 3 月中旬までにお済ませください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車(ミニバイク)	市役所税務課(8 番窓口)	販売証明書または申告済証・ナンバープレート・印鑑(名義変更の場合、新・旧)・届出者の本人確認書類(免許証等)・委任状(所有者と同居でない方が来庁される場合)
軽二輪 小型二輪など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証、ナンバープレート、印鑑、住民票、自賠責保険証明書など ※詳しくは左記事務所にてご確認ください
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (堺市西区山田 2-190-3) ☎ 050-3816-1842	検査証、ナンバープレート、印鑑、住民票など ※詳しくは左記事務所にてご確認ください

◆ミニバイクなどの盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

<問合せ> 税務課 総務担当 ☎ 958-1111 内線 1570・1571

市税の納付忘れはありませんか？

市税を定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といい、督促状や催告書などで納付をお願いしています。それでも未納の場合には、納付をされた方との公平を保つため、滞納者の財産を差押える場合があります。

督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

事情により一括納付できない場合は、税務課納税担当で納付相談をしてください。

「市税催告コールセンター」を開設しています。

市税(市・府民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

「業務時間」(月)～(金) 9:00～17:30

(第 2、3 休) 9:00～20:00、第 3 (日) 9:00～17:30

※土曜、上記以外の日曜、祝日、年末年始の市役所閉庁日は業務を行いません。

●振り込め詐欺など不審電話にご注意ください！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のために ATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることは一切ありません。

<問合せ> 税務課 納税相談担当

☎ 958-1111 内線 1440・1441・1450